二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（当該取引時点において取引対象資産が貸借対照表に計上される場合を除く。）	先物資産購入とは、将来の一定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。 先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。 部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。以下同じ。

（注）　第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用最終指定親会社が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引

（与信相当額の算出）

第四十六条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十四条までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2　前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一　同時決済取引（有価証券等と資金を同時に決済する取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）　約定上の決済期日前の取引及び約定上の決済期日の経過後において支払又は引渡しが行われていない営業日数（以下「経過営業日数」という。）が四日以内の取引

二　非同時決済取引（有価証券等と資金が同時決済でない取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を反対取引に先立って行うもの　当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行っていない取引

3　標準的手法採用最終指定親会社が第四十九条から第五十四条までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十四条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一　クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合

二　標準的手法採用最終指定親会社がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項の表第七号、第百十二条、第百十四条又は第百十五条の規定を適用する場合

（カレント・エクスポージャー方式）

第四十七条　標準的手法採用最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次の各号に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

一　先渡、スワップ、オプション、その他の派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）をイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額及びクレジット・デリバティブをロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

（注2）　取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（注3）　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。